平成２７年（フ）第２３７号
岡山市東区神崎町231番地
破産者　近藤　隆裕
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８３号
岡山県高梁市下谷町5119番地
破産者　横山　晴通
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１６号
岡山市北区西崎本町１番７号コーポフクシマ205
破産者　浮田　静恵
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５４号
岡山市北区中仙道１丁目４番31号　ストークマンションおおすぎ201号
破産者　相原　洋子
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９７号
岡山市北区学南町１丁目５番10号第３北村マンション315号
破産者　桐山　正人
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２７号
大分県別府市大字浜脇字野田1703番地の１
破産者　株式会社高橋工務店
1　決定年月日　平成28年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７１号
栃木県足利市助戸１丁目601番地
破産者　木村　輝夫
1　決定年月日　平成28年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第５１号
青森県弘前市大字浜の町西３丁目８番地５
破産者　木村　裕之
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第４４号
茨城県高萩市本町３丁目190番地
破産者　大塚　賢一
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第２４６号
埼玉県蓮田市東３丁目７番23号
破産者　角　美有紀
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８号
長野県飯田市上郷別府3361番地22（下山アパート８号）
破産者　牧内　吉雄
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第３４号
長野県飯田市駄科918番地６
破産者　近藤　勝保
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第６１号
愛知県田原市保美町平城110番地２
破産者　吉川　光久
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３７７０号
大阪府箕面市新稲５丁目21番18号
破産者　山下　一夫
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７０９号
大阪市東成区中道２丁目６番13号　中道マンション305号、申立時の住所大阪市東成区東小橋１丁目17番20号　グランアッシュ玉造1102号
破産者　中村　成憲
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４８０号
大阪市淀川区塚本２丁目20番１号　ルイシャトレ塚本駅前804号、住民票上の住所大阪市淀川区塚本１丁目９番６号
破産者　吉川　圭一
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７号
堺市西区浜寺公園町３丁243－１　フォレスト浜寺Ｄ号室、開始時の住所大阪府高石市東羽衣７丁目１番53号
破産者　田村浩こと　山下　　浩
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
徳島県板野郡藍住町東中富字長江傍示86番地町営中富団地Ｅ３　24号、旧住所徳島県徳島市伊月町４丁目31番地
破産者　大西富美子
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２５号
住民票上の住所福岡県飯塚市鯰田2284番地21
破産者　中野　祐喜
1　決定年月日　平成28年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部